

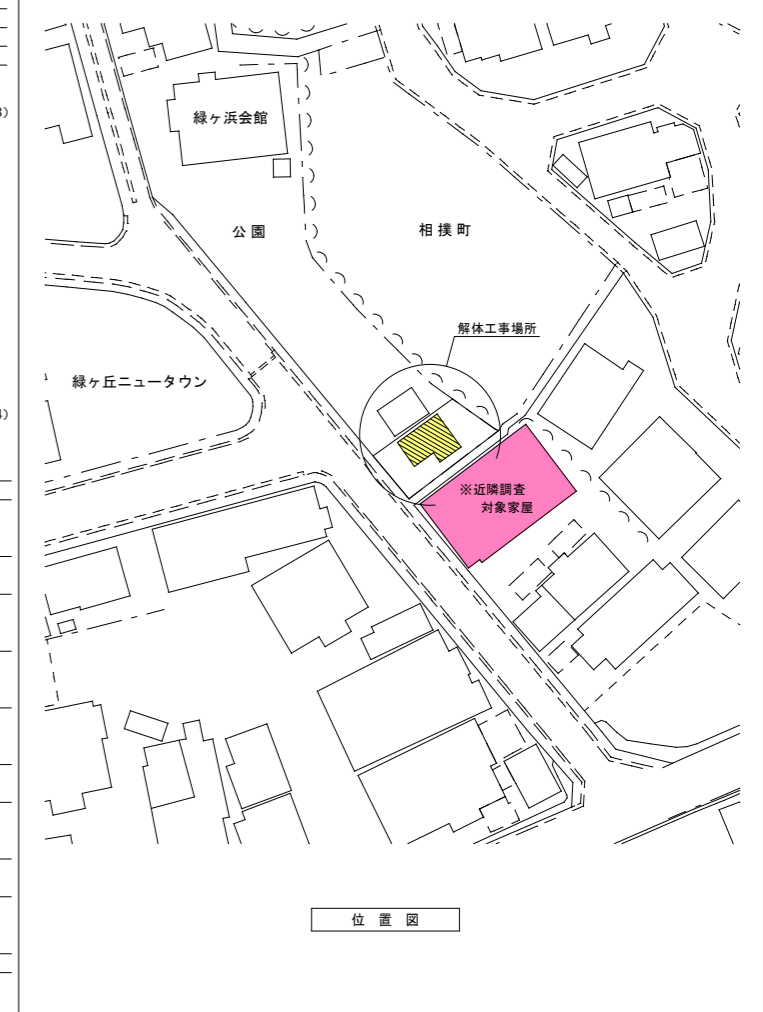
緑ヶ浜ポンプ小屋解体工事		設計図	令和5年4月
仕様書			
I 工事概要			
1. 工事場所	長浜市相模町		
2. 工事種目	解体工事		
3. 工事内容	・ポンプ小屋、水櫃1棟を解体撤去処分する。 ・敷地外周フェンスは撤去（一部残留）とする。 ・建物、基礎撤去後は、単粒度砕石5号敷きとする。必要に応じ購入土（山土等）によるレベル調整を含む。 ・埋設配管について敷地内は全般除去すること。（端部処理とも）		
4. 別途工事			
II 建築工事仕様			
1. 共通仕様			
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「共仕」という。）、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「標仕」という。）による。			
2. 特記仕様			
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。			
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。			
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。			
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。			
(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標仕・共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。			

⑮ 地元説明	受注者は、施工に先立ち地元自治会、近隣住人等に工事施工内容の説明を行うこと。
⑯ 近隣家屋の調査	受注者は、工事の着手前および完了後に、図示部分の近隣家屋調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。万一、損傷等が生じた場合は請負人の責任において現状に復旧すること。 また、受注者が自ら必要と思われる図示以外の近隣家屋・建物等についても調査を行うこと。 対象住宅：（敷地南側1軒）
17 別途工事との連絡協議	受注者は、別途工事の施工者との間で互いに連絡を取り、定期的に協議を行い、施工上の調整を図ること。
18 設計図の製本	工事着手前に製本を作成し、監督職員に提出すること。 A3サイズ 2部数
⑰ 軽微な変更	設計図面に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。
⑱ 施工中の安全確保	工事箇所並びにその周辺にある既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法を工夫すること。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議すること。 万一、工事に起因する損傷等が生じた場合は、請負人の責任において現状に復旧すること。
⑳ 申請等	道路使用許可等の官公署の申請や検査に対して、協議、申請書等の作成、提出及び検査対応を請負人に行うものとする。なお、道路使用許可等申請手続きは解体工事着手日の2週間前までに行うこと。
㉑ 石綿含有建材の事前調査制度	1. 石綿障害予防規則および大気汚染防止法に基づき、石綿に係る事前調査結果の報告（石綿事前調査結果報告システム等を利用）を行うこと。（報告先：労働基準監督署、環境事務所） 2. 調査結果は公衆の見やすい場所に作業開始前に掲示すること。 掲示板サイズ：A3サイズ（42.0cm×29.7cm）以上 3. 監督職員に調査の結果を報告し、設計図書と内容が異なる場合は協議を行うこと。 4. その他 調査範囲 ○当該施工範囲 ○図示 貸与書類 ○建設当初図面 ○石綿調査報告書（ ） ○なし

4 建設廃棄物の処理	① 再資源化施設等 建設廃棄物に応じた中間処理施設及び再資源化施設は、任意とするが、極力近隣の施設を選定し、監督職員の承諾を得ること。（4.4.1） ② 再資源化等 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物のほか、出来る限りの廃棄物を再資源化するように努めること。（4.4.1） ③ 現場内再資源化 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用する物 種類 利用する場所(箇所)等 ④ 産業廃棄物広域認定制度 ※活用しない ・活用する(種類: 所在地:) (4.4.2) ⑤ 最終処分施設 建設廃棄物に応じた最終処分施設は、任意とするが、極力近隣の施設を選定し、監督職員の承諾を得ること。（4.4.3） ⑥ 処分注意を要する建設廃棄物 分別解体作業時に次の品目について、注意し、該当建材があった場合は、監督職員に現状を報告すること。（4.5.1） a. COA処理木材 小名浜吉野石青 いわき工場 S48年10月～H9年4月製造 b. せっこうボード 日東石膏ボード 八戸工場 H4年10月～H9年4月製造																																																							
5 特別管理産業廃棄物の処理	1 施工調査 (5.1.2) 2 特別管理産業廃棄物 解体に先立ち、PCBを使用した照明器具の有無を調査し、結果を報告すること。 検査の結果にてPCBを含有が判明した機器は、飛散、流出がないよう適切な容器に詰め、適切な場所に保管し、工事完了後、市担当者に引き渡す。 3 PCB含有シーリング ・調査不要 ・調査する() (5.4.4) 4 廃油 (5.4.5) 油種 タンク等の種類 数量(L) 処理方法 ・焼却 ※再生処分 ・焼却 ※再生処分 5 廃酸・廃アルカリ (5.4.6) 種類 容器等の種類 数量(L) 処理方法 ・焼却 ※再生処分 ・焼却 ※再生処分 6 ダイオキシン類 ※調査不要 ・調査する() (5.4.7) 7 鉛 (5.4.7) 使用場所 備考																																																							
6 アスベスト含有建材の除去及び処理	① アスベスト含有建材 ○有り ・無し 使用場所 建材名・仕様 備考 配管フランジ フランジパッキン みなし(分析無し) ※外壁、内壁は、コンクリート・CB・モルタル素地のため、アスベスト含有無し 2 一般事項 (6.1.3) 施工調査 ・行わない ・行う (調査結果は図面等に記録し、監督職員に提出すること。調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。) 調査箇所 ※図示 () 調査事項 ※アスベスト含有建材等の使用部位 ※アスベスト含有建材等の種類、厚さ ※施工範囲と工事範囲区分 ※廃棄物などの搬出方法 アスベスト含有分析 ・行わない ・行う (分析結果は監督職員に提出する。) () 検体を見込むこと。 分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有測定法」による。 アスベスト粉じん濃度測定 (6.1.4) ・行わない ※行う (測定する時期・場所等は下表による) JIS K 3850-1 (空气中の繊維状粒子測定方法-第1部: 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法)																																																							
	<table border="1"> <tr> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点(各施工箇所)</th> <th>室名等</th> </tr> <tr> <td>・測定1</td> <td>処理作業前</td> <td>処理作業室内(注1)</td> <td>※2点 ・点 ・点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定2</td> <td></td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>※2点 ・点 ・点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定3</td> <td>処理作業中</td> <td>処理作業室内(注1)</td> <td>※2点 ・点 ・点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定4</td> <td></td> <td>セキュリティゾーン入口(空気の流れを確認)</td> <td>※1点 ・点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定5</td> <td></td> <td>責任・粉じん装置の排出吹出口(除じん装置性能確認)</td> <td>※1点 ・点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定6</td> <td></td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>※1点 ・点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定7</td> <td>処理作業後シート撤去前</td> <td>処理作業室内</td> <td>※2点 ・点 ・点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定8</td> <td></td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>※2点 ・点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・測定9</td> <td>処理作業後シート撤去前</td> <td>処理作業室内</td> <td>※2点 ・点 ・点</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>測定点総計</td> <td>点</td> <td></td> </tr> </table> 注1: 周囲状況により上記より少ない場合は、監督職員と協議する。	測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所)	室名等	・測定1	処理作業前	処理作業室内(注1)	※2点 ・点 ・点		・測定2		施工区画周辺又は敷地境界	※2点 ・点 ・点		・測定3	処理作業中	処理作業室内(注1)	※2点 ・点 ・点		・測定4		セキュリティゾーン入口(空気の流れを確認)	※1点 ・点		・測定5		責任・粉じん装置の排出吹出口(除じん装置性能確認)	※1点 ・点		・測定6		施工区画周辺又は敷地境界	※1点 ・点		・測定7	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	※2点 ・点 ・点		・測定8		施工区画周辺又は敷地境界	※2点 ・点		・測定9	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	※2点 ・点 ・点				測定点総計	点	
測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所)	室名等																																																				
・測定1	処理作業前	処理作業室内(注1)	※2点 ・点 ・点																																																					
・測定2		施工区画周辺又は敷地境界	※2点 ・点 ・点																																																					
・測定3	処理作業中	処理作業室内(注1)	※2点 ・点 ・点																																																					
・測定4		セキュリティゾーン入口(空気の流れを確認)	※1点 ・点																																																					
・測定5		責任・粉じん装置の排出吹出口(除じん装置性能確認)	※1点 ・点																																																					
・測定6		施工区画周辺又は敷地境界	※1点 ・点																																																					
・測定7	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	※2点 ・点 ・点																																																					
・測定8		施工区画周辺又は敷地境界	※2点 ・点																																																					
・測定9	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	※2点 ・点 ・点																																																					
		測定点総計	点																																																					



位置図



位置図

章	項目	特記事項																		
1 一般共通事項	① 施工基準	本工事は次の契約図書により受注者の責任において履行する。契約図書は相互に補充するが、(1.1.1)契約図書に相違がある場合は図書の優先順位は記載の順とする。 請負契約書・質疑回答書・特記仕様書・設計図・解体共通仕様書																		
	② 届出手続等	官公署に対する申請や検査に対して、協議、申請書等の作成、提出及び検査対応は請負人に行うものとする。																		
	③ 工事実績情報の登録(CORINS)	請負金額が500万円以上の場合は契約、変更、完成時のそれぞれ10日以内に登録すること。(1.1.3) (1.1.4)																		
	④ 発生材の処理等	※ 構外搬出適切処理 ・指定() (1.3.10)																		
	⑤ 施工条件	次に指定する工程・作業は指定の日時に行うこと。																		
	工程・作業	指定日時																		
	全工程	土、日、祝日は工事を行わないこと。																		
	6 施工調査	工事着手に先立ち、施工調査を行い報告すること。(1.4.1) 調査範囲 調査方法 ※目視調査 ・打診調査																		
	7 技能士	(1.5.2) 適用工事種別 作業種別 <table border="1"> <tr> <td>仮設工事</td> <td>・とび</td> </tr> <tr> <td>防水工事</td> <td>・アスファルト防水 ・改質アスファルトシートオーテシ法 ・アクリルゴム系塗膜防水 ・ウレタンゴム系塗膜防水 ・塩化ビニル系シート防水 ・合成ゴム系シート防水 ・セメント系防水 ・FRP防水 ・シーリング防水</td> </tr> <tr> <td>タイル工事</td> <td>・タイル張り</td> </tr> <tr> <td>木工事</td> <td>・大工</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td> <td>・内外装板金 ・スレート工事</td> </tr> <tr> <td>金属工事</td> <td>・鋼製下地 ・内外装板金</td> </tr> <tr> <td>左官工事</td> <td>・左官</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>・建築塗膜</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>・プラスチック系床仕上げ ・カーペット系床仕上げ ・ボード仕上げ ・壁装</td> </tr> </table>	仮設工事	・とび	防水工事	・アスファルト防水 ・改質アスファルトシートオーテシ法 ・アクリルゴム系塗膜防水 ・ウレタンゴム系塗膜防水 ・塩化ビニル系シート防水 ・合成ゴム系シート防水 ・セメント系防水 ・FRP防水 ・シーリング防水	タイル工事	・タイル張り	木工事	・大工	屋根及びとい工事	・内外装板金 ・スレート工事	金属工事	・鋼製下地 ・内外装板金	左官工事	・左官	塗装工事	・建築塗膜	内装工事	・プラスチック系床仕上げ ・カーペット系床仕上げ ・ボード仕上げ ・壁装
	仮設工事	・とび																		
	防水工事	・アスファルト防水 ・改質アスファルトシートオーテシ法 ・アクリルゴム系塗膜防水 ・ウレタンゴム系塗膜防水 ・塩化ビニル系シート防水 ・合成ゴム系シート防水 ・セメント系防水 ・FRP防水 ・シーリング防水																		
	タイル工事	・タイル張り																		
	木工事	・大工																		
	屋根及びとい工事	・内外装板金 ・スレート工事																		
	金属工事	・鋼製下地 ・内外装板金																		
	左官工事	・左官																		
	塗装工事	・建築塗膜																		
	内装工事	・プラスチック系床仕上げ ・カーペット系床仕上げ ・ボード仕上げ ・壁装																		
	8 一工程報告	一工程施工報告書の提出 ・不要 ・解体 ・防水改修 ・外壁改修 ・耐震改修 ・各工程毎																		
	⑨ 工事写真	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>撮影箇所</th> <th>提出部数</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>着工前、完成</td> <td>○3 ・6 ・15 ・30</td> <td>3</td> <td>同じ位置で撮影すること。</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>代表的な出来高の部分</td> <td>1</td> <td>必要に応じ撮影する</td> </tr> </table> 定期提出 工事月報用 工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。 完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。竣工写真はアルバム製本にて提出すること。	区分	撮影箇所	提出部数	備考	着工前、完成	○3 ・6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。	工事中	代表的な出来高の部分	1	必要に応じ撮影する						
	区分	撮影箇所	提出部数	備考																
着工前、完成	○3 ・6 ・15 ・30	3	同じ位置で撮影すること。																	
工事中	代表的な出来高の部分	1	必要に応じ撮影する																	
⑩ 現場代理人等	イ 「長浜市現場代理人の常駐に関する運用基準」(H28.7.1)に従い、現場代理人を決定し届け出ること。 ロ 現場代理人は、監督員に請負人との直接的な雇用関係の確認出来るもの(健康保険証の写し等)を「現場代理人等届」に添付しなければならない。また、変更が生じた場合は速やかに「現場代理人等変更届」を提出し同様 の確認を受けなければならない。 ハ 主任(監理)技術者も同様の確認を受けなければならない。 ニ 現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。																			
⑪ 下請業者等の選定	各種下請業者、製造所等市内で供給出来るものについては、極力市内業者を選定すること。																			
⑫ 保険等	受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事組立保険等を工事目的物に付すとともに、第三者等への損害についても補償する保険に加入すること。																			
⑬ 施工体制	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、請負人は市担当者が行う施工体制検査を受けなければならない。また、指摘ある施工体制の不備は速やかに是正し、市担当者に報告すること。工事完了時には表と台帳の写しを提出すること。																			
⑭ 不当介入に関する通報制度	1. 受注者は専ら社員等による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行うものとする。																			

--	--	--	--



TITLE	緑ヶ浜ポンプ小屋解体工事
DRAWING NAME	A1-SCALE A3-SCALE
No.	14072304
特記仕様書、付近見取図、位置図	
	1 2

